

令和3年4月に大阪市立小・中学校に新入学予定のお子さんの保護者のみなさまへ

令和3年度（2021年度）就学援助制度のお知らせ（早期1）

大阪市では、経済的な理由でお子さんを大阪市立の小・中学校に通わせるのが難しい家庭の保護者の方に、学校教材費や給食費などを援助する「就学援助制度」を設けています。

この「お知らせ」で案内している「早期1」申請で認定された方には「入学準備補助金」を入学前に支給する予定です。

1 援助を受けられる方

申請理由	備考
① 市民税が非課税の方	所得割額・均等割額ともに非課税の方
② 固定資産税を減免された方	理由が火災、地震等の災害によるもの
③ 個人事業税を減免された方	令和2年度に減免された方が対象
④ 国民年金保険料を減免された方	保護者全員が国民年金保険料を減免されていること
⑤ 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方	保護者全員が国民健康保険料を減免・猶予されていること
⑥ 児童扶養手当の支給を受けている方	児童手当、特別児童扶養手当とは異なる
⑦ 生活福祉資金の貸付決定を受けた方	令和2年度に決定を受けた方が対象
⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方	手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は除く
⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	令和2年度に災害にあった方が対象
⑩ 生活保護を停止または廃止された方	世帯状況変更による廃止者は除く
⑪ 生活保護を受けている方	

（注1）国立・私立の小・中学校を受験される方や支援学校に入学する方、3月末までに市外へ転居される方など、大阪市立以外の小・中学校に入学する可能性がある方は、今回の「早期1」では申請できません。

➤ 支給後に大阪市立の小・中学校に入学しなかった場合、入学準備補助金はお返ししていただきます。

（注2）生活保護から入学準備金、母子生活支援施設入所による入進学支度金など同趣旨の給付を受けられる場合、就学援助費の入学準備補助金は支給できません。

2 申込方法

※申請後に大阪市立の学校に入学しないこととなった場合は、速やかに申請書を提出した学校に申し出てください。

提出書類	就学援助申請書兼世帯状況票、証明書類（2ページ） 振込先の預金通帳やキャッシュカード等のコピー ※ 令和2年度に小学6年生で就学援助認定を受けた方も、中学校新1年生での申請が必要です。
提出場所	小学校新1年生：通学区域の小学校 （ただし、転居等で通学区域外の学校に通うことが決まっている場合はその小学校） 中学校新1年生：在学中の小学校 ※ 申請書等にはたいへん重要な情報が含まれています。保護者の方が持参又は学校への送付をお願いします。
提出時期	令和2年12月1日（火）～令和2年12月25日（金）
結果通知	令和3年2月末予定 ※ 教育委員会から申請書に記入された住所に郵送します。

3 申請時期

申請区分	申請期限	申請理由	審査結果の通知時期	申請できる学年
早期1 （書類審査）	令和2年 12月25日（金） まで	①～⑪	2月末日 予定	新1年生 のみ※
早期2 （書類審査）	令和3年3月15日（月）まで	①～⑪	5月末日予定	全学年
一般1 （税情報利用）	令和3年5月14日（金）まで	①・⑫	8月末日予定	全学年
一般2 （書類審査）	令和3年6月30日（水）まで	①～⑫	8月末日予定	全学年
随時	令和3年7月1日以降随時	①～⑫	受理後30日以内	全学年

今回はこちらのご案内です。
※ 4月から新1年生と同じ学校に通うきょうだいがおられる場合は、きょうだいの名前も記入できます。（ただし、きょうだいは「早期2」の取扱いきなり、審査結果の通知は5月末予定です。）

「早期2」以降の申請区分は申請書の様式が変更になります。令和3年1月以降に改めて「お知らせ」を配付します。
「一般1」以降は①～⑪の申請理由以外にも所得基準による審査を行います。

「随時」では認定日が申請日より降になり、入学準備金は支給されません。

4 申請に必要な証明書類

- いくつかの申請理由がある場合は、どれか1つの申請理由が確認できる証明書類を添付してください。
- 状況に応じ、記載している証明書類以外の提出を求める場合があります。

申請理由		証明書類
①	市民税が非課税の方 ※生計を一にする世帯全員が所得割額・均等割額ともに非課税である場合に対象となります。	い す れ か { ○市民税・府民税証明書 ○市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（コピー） ※令和2年度分を提出してください。 ※証明書類については、申請書裏面に詳しく記載しています。
②	固定資産税を減免された方 ※新築減税は対象外です。	○固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知（コピー）及び減免理由を確認できる書類（コピー）※令和2年度分を提出してください。
③	個人事業税を減免された方	○個人事業税減免決定通知書（コピー） ※令和2年度分を提出してください。
④	国民年金保険料を減免された方 ※保護者全員が減免されている場合に対象となります。 （保護者全員分の書類が必要です。）	い す れ か { ○国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（コピー） ○国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書（コピー） ○（上記のいずれもないとき）年金事務所が発行する証明書 ※申請日現在減免を受けていることを証明する、保護者全員分の書類を提出してください。
⑤	国民健康保険料を減免または徴収猶予された方 ※保護者全員が減免・徴収猶予されている場合にのみ対象となります。	○国民健康保険料（変更）決定通知書（コピー） ※令和2年度分の通知書全体をコピーしたものがが必要です。
⑥	児童扶養手当の支給を受けている方 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」とは違います。ご注意ください。	い す れ か { ○児童扶養手当証書（市長印が押されているページのコピー） ○児童扶養手当認定通知書（コピー） ※申請日現在支給を受けていることを証明する書類が必要です。 ○（上記のいずれもないとき）児童扶養手当受給証明願 ※令和2年12月の支給額が記載されている証明書を提出してください。
⑦	生活福祉資金の貸付決定を受けた方	○生活福祉資金貸付決定通知書（コピー） ※令和2年度に決定を受け、令和3年4月1日現在に返済中（据置期間含む）であることを証明する書類を提出してください。
⑧	「雇用保険被保険者手帳」を有する日雇労働者の方	○雇用保険被保険者手帳 （公共職業安定所長印が押されているページのコピー） ○手帳を有する方以外の保護者の令和元年中の所得がわかる書類（「令和2年度 市民税・府民税証明書」など）
⑨	火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	い す れ か { ○罹災証明（区役所発行） ○り災証明（消防署発行） ※令和2年4月1日以降に災害にあったことを証明する書類を提出してください。
⑩	生活保護を停止または廃止された方 ※世帯状況変更による場合は対象外です。	○生活保護停止・廃止決定通知書（コピー） ※令和2年4月1日以降に停止または廃止されたこと及びその理由を証明する書類を提出してください。
⑪	生活保護を受けている方	証明書類の提出は不要です。

ひとり親家庭の確認

- 申請理由①・④・⑤・⑧については、申請者がひとり親家庭の場合は、申請者に配偶者がいないことを確認するための証明書類を提出してください。

事 由	証 明 書 類 （コピーでも可）
寡婦（寡夫）控除を受けている	市民税・府民税証明書等の寡婦（寡夫）控除が確認できる書類
ひとり親家庭医療証を交付されている	ひとり親家庭医療証
令和2年1月1日以降に配偶者が死亡	住民票除票、死亡者が記載された戸籍 など
令和2年1月1日以降に離婚が成立	離婚届受理証明書、申請者の戸籍 など
離婚調停中等である	調停申立書、訴状など
遺族年金を受給中である	年金額改定通知書 など
その他	申請者の戸籍、領事館等発行の独身を証明する書類 など

戸籍の場合は、申請者が申請日時点でひとり親であることが確認できるよう、申請者本人の「個人事項証明(抄本)」または「全部事項証明(謄本)」を提出してください。（お子さんの戸籍は不要です。離婚日の記載も不要です。）

5 援助の内容

※令和2年度の内容です。令和3年度の内容については、令和3年4月1日以降、教育委員会ホームページ（<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>）等でお知らせします。

	学校教材費 特別活動費 その他諸費 ※1	修学旅行費 林間・臨海学習費 ※2	学校給食費 ※3	つうがくひ 通学費 ※4	にゅうがくじゅんぴ ほじょ きん 入学準備補助金 ※5	いりょうひ 医療費 ※6	独立行政法人 日本スポーツ 振興センター 共済掛金 ※7
しょうがっこう 小学校	がっこうしょうしゅうきんそうどう 学校徴収金相当				51,060円	がっこう いりょうけん 学校医療券	ほごしゅふだんがく 保護者負担額
ちゅうがっこう 中学校	(実費)	じつ び 実 費	じつ び 実 費	じつ び 実 費	60,000円	あはせ 交 付	

- ※1 認定後は、保護者の同意に基づき、学校徴収金の教材費等（児童費・生徒費会計）に充てますので保護者への支給はありません。認定結果の通知前にお支払いいただいた金額は、認定後にお返しします。
- ※2 修学旅行費、林間・臨海学習費は、就学援助の認定を受けている期間に参加した行事の実費が対象になります。
行事のための積立金が徴収されているときに就学援助の認定を受けていても、行事が実施されるときに就学援助の認定を受けていないと、就学援助費は支給されません。
- 修学旅行費 …………… 小学校・中学校でそれぞれ1回限り支給されます。（キャンセル料含む）
○林間・臨海学習費 …… 各学年でそれぞれ1回限り支給されます。（キャンセル料含む）
- ※3 認定後は、保護者の同意に基づき、給食費に充てますので保護者への支給はありません。認定結果の通知前にお支払いいただいた金額は、認定後にお返しします。
- ※4 次のどちらかに該当する通学（小学校：片道4km以上、中学校：片道6km以上）にかかる交通費が対象です。
○ 本人の希望ではなく仕方なく指定校変更により学校を変わらざるをえない場合
○ 日本語・適応指導教育の通級、教育支援センター（適応指導教室）の通級を行う場合
- ※5 小・中学校の新1年生が対象です。また、認定日が4月2日以降の場合、支給されません。
- ※6 医療費の支給対象となる病気は、学校の定期健康診断等の結果、治療を必要とする次の病気です。
○むし歯、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癬、疥癬、膿痂疹、トラコーマ
治療が必要な場合は、学校が医療券を発行しますので、必ず受診される前に学校にお申し出ください。
医療機関受診時に医療券を提出すると、教育委員会が、患者負担額を、医療機関へ直接支払います。
（就学援助の申請後であれば、認定されなかった場合に医療費を返還していただくことをご了承いただければ、審査結果が出る前でも医療券の交付を受けられます。）
- ※7 令和3年5月1日時点で認定されている方が対象です。教育委員会が、保護者負担額を、独立行政法人日本スポーツ振興センターに直接支払います。また、海外編入等による年度途中での加入者は、その加入時点で認定されている方が対象です。

注）他の制度により、同趣旨の支給をうけられる場合は、就学援助費は支給できません。生活保護世帯の場合は、「修学旅行費」「医療費」「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金」が援助の対象となります。（共済掛金にかかる給付内容については、障害見舞金及び死亡見舞金です。）

＜その他留意事項＞

- ※ 就学援助の申請後に、申請書の内容に変更があった場合（出生・結婚・離婚など世帯状況に変更があった場合や、児童扶養手当の支給停止など申請理由に該当しなくなった場合等）、速やかに申請書を提出した学校に申し出てください。
- ※ 提出された申請書や証明書類等は、就学援助の審査・支給のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。また、原則として、申請の際に提出された書類は返却しません。
- ※ 事実ではない理由による申請など、虚偽・不正の内容であることが明らかとなった場合又は支給された就学援助費を本来の趣旨以外の目的に使用されたことが明らかとなった場合は、認定を取り消したうえ、就学援助費を返還していただくことがあります。

☆☆「申請書」を提出する前にもう一度確認してください！☆☆
「申請書」の記入もれ・押印もれや、証明書類の添付もれ・不備（書類全体がコピーがされていない、年度が古いなど）があると審査できないため、結果通知が遅くなったり認定できない場合があります。十分に確認してから提出してください。